

令和 7 年度 事業報告書

公益財団法人広島市産業振興センター

目 次

	ページ
I 設立目的及び概況	1
II 評議員・役員の状況	1
III 評議員会等の開催	3
IV 定款の変更	4
V 職員の状況	4
VI 事業の実施状況等	5

令和7年度公益財団法人広島市産業振興センター事業報告書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

I 設立目的及び概況

1 設立目的

企業の経営基盤の強化、技術の向上その他の市内産業の振興及び発展に資する事業を行い、もって地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

2 概況

(1) 設立年月日

平成 4年4月1日 「財団法人広島市産業振興センター」設立

平成24年4月1日 公益財団法人に移行し、「公益財団法人広島市産業振興センター」に名称変更

(2) 基本財産

基本財産 50,000,000円(全額広島市出資)

(3) 実施事業

- ア 企業の経営の基盤強化及び革新に関する事業
- イ 技術の向上及び革新に関する事業
- ウ 創業支援に関する事業
- エ 企業の情報化の促進に関する事業
- オ 企業の人材の確保及び育成に関する事業
- カ 国際経済交流の促進に関する事業
- キ 商工業の振興に関する調査及び研究
- ク 広島市が設置する産業振興施設の指定管理
- ケ 広島市が設置する産業振興施設の管理運営の受託
- コ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

II 評議員・役員の状況

1 評議員・役員の数(令和8年3月31日現在)

評議員 10人
理事長 1人
常務理事 1人
理事 13人
監事 2人

2 評議員

(1) 事業年度中の評議員の異動は、次のとおりである。

異動年月日	役 職	氏 名	異動内容
令和7年 4月 1日	評議員	永 山 忍	就 任
令和7年11月13日	評議員	植 野 実智成	辞 任
令和7年11月13日	評議員	西 本 尚 士	就 任

(2) 令和8年3月31日現在の評議員は、次のとおりである。

役 職	氏 名	就任年月日
評議員	市 原 英 行	令和 5年 4月 1日
評議員	上 戸 昭 吾	令和 6年 6月 1日
評議員	鵜 野 徳 文	令和 3年 5月28日
評議員	加 藤 和 行	令和 2年 4月 1日
評議員	蔵 田 秀 和	令和 5年 4月 1日
評議員	十 倉 純 子	平成24年 4月 1日
評議員	永 山 忍	令和 7年 4月 1日
評議員	西 本 尚 士	令和 7年11月13日
評議員	新 田 幸 江	令和 2年 6月22日
評議員	松 木 一 弘	平成27年 3月30日

3 理事・監事

(1) 事業年度中の理事・監事の異動は、次のとおりである。

異動年月日	役 職	氏 名	異動内容
令和7年 4月 1日	理事	大 石 憲 司	就 任
令和7年 4月 1日	監事	秋 信 隆 雄	就 任
令和7年 7月 1日	監事	吉 岡 敬 司	辞 任
令和7年 7月 1日	監事	新 井 幸 司	就 任
令和8年 3月31日	理事	奥 野 泰 識	辞 任
令和8年 3月31日	理事	吉 田 幸 弘	辞 任

(2) 令和8年3月31日現在の理事・監事は、次のとおりである。

役 職	氏 名	就任年月日
理事長	行 廣 真 明	令和 4年 4月 1日
常務理事	谷 康 宣	令和 6年 4月 1日
理事	秋 山 高 志	令和 5年 4月 1日
理事	上 田 康 博	平成30年 6月 5日
理事	大 石 憲 司	令和 7年 4月 1日
理事	奥 野 泰 識	令和 5年 4月 1日
理事	栞 原 立 人	令和 3年 5月28日
理事	牛 来 千 鶴	平成24年 4月 1日
理事	清 水 美和子	令和 6年 6月18日
理事	田 岡 美 江	令和 4年 6月23日
理事	日 野 実	令和 6年 6月18日
理事	細 井 謙 一	平成24年 4月 1日
理事	森 脇 喜美代	平成24年 4月 1日
理事	柳 下 加寿子	令和 6年 6月18日
理事	吉 田 幸 弘	平成30年 6月 5日
監事	秋 信 隆 雄	令和 7年 4月 1日
監事	新 井 幸 司	令和 7年 7月 1日

Ⅲ 評議員会等の開催

1 評議員会

開催年月日	開催回数	付議事項	審議結果
令和7年 4月 1日	第1回 (書面)	1 評議員の選任について 2 理事の選任について 3 監事の選任について 4 規則の一部改正について	選 任 選 任 選 任 承 認
令和7年 6月 24日	第2回	1 令和6年度公益財団法人広島市産業振興センター決算について 2 令和6年度公益財団法人広島市産業振興センター事業報告について 3 令和7年度公益財団法人広島市産業振興センター事業計画及び収支予算について 4 令和6年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等の報告について	承 認 終 了 終 了 終 了
令和7年 7月 1日	第3回 (書面)	1 監事の選任について	選 任
令和7年 11月 13日	第4回 (書面)	1 評議員の選任について	選 任
令和8年 3月 31日	第5回 (書面)	1 理事の選任について	選 任

2 理事会

開催年月日	開催回数	付議事項	審議結果
令和7年 5月 27日	第1回	1 令和6年度公益財団法人広島市産業振興センター事業報告及び決算について 2 公益財団法人広島市産業振興センター令和7年度第2回評議員会（定時）の招集について 3 理事長・常務理事の職務執行状況の報告について 4 令和6年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等の報告について	原案可決 原案可決 終 了 終 了
令和7年 7月 1日	第2回 (書面)	1 公益財団法人広島市産業振興センター令和7年度第3回評議員会（臨時）の招集について	原案可決

令和7年11月13日	第3回 (書面)	1 公益財団法人広島市産業振興センター令和7年度第4回評議員会(臨時)の招集について	原案可決
令和8年 3月 3日	第4回 (書面)	1 常勤役員の報酬等について 2 令和7年度公益財団法人広島市産業振興センター収支予算の補正について	原案可決 原案可決
令和8年 3月26日	第5回	1 令和8年度公益財団法人広島市産業振興センター事業計画及び収支予算について 2 公益財団法人広島市産業振興センター令和7年度第5回評議員会(臨時)の招集について 3 理事長・常務理事の職務執行状況の報告について 4 経営支援機能等の移転について	原案可決 原案可決 終 了 終 了

Ⅳ 定款の変更

事業年度中の定款の変更はなし。

Ⅴ 職員の状況

令和8年3月31日現在の職員の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区分	事務職員					技術職員					非常勤	合計
	部長級	課長級	補佐級	係長級	主事	部長級	課長級	補佐級	係長級	技師		
事務局長	1											1
企画総務課		1	1	1	3						2	8
中小企業支援センター	1	2	2	4	4							13
工業技術センター		1	1	2	1	1	2	3	1	9	3	24
副所長						1						1
技術振興室			1	1	1			1			2	6
材料技術室							1	1	1	6	1	10
システム技術室							1			2		3
デザイン支援室		1		1				1		1		4
合 計	2	4	4	7	8	1	2	3	1	9	5	46

VI 事業の実施状況等

1 事業の実施状況

(1) 公益目的事業

① 企業の経営基盤強化、創業等の支援に関する事業（公益目的事業1）

中小企業の経営基盤の強化、創業等への支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施した。

ア 経営基盤の強化

コーディネータによる支援、窓口相談事業、アドバイザー派遣事業等により経営課題の解決を行うとともに、企業の成長を支える人材育成に関するセミナー等を開催し、中小企業の経営基盤強化に向けた支援を行った。

また、県・市連携の一環として、広島市域以外の広島県西部地域における中小企業者等の経営相談等にも応じた。

(ア) コーディネータによる支援 138社 12,871千円

経営、技術及び情報分野の専門的な知識と経験を有するコーディネータが、中小企業者の経営や技術上の課題解決に向けて継続的に支援し、経営計画・事業計画、ビジネスプランに関する支援（57社）、商品・技術開発支援（56社）、販路開拓支援（53社）、等を行った。

(イ) 窓口相談事業（県市連携） 501件 7,926千円

専門家等による相談窓口（広島県西部地域を含む。）を設置し、原材料価格の高騰等により、収益減少などの影響を受けている中小企業者等の資金繰り、働き方改革、インバウンド対応等の経営課題や事業承継、知的財産、法律問題などの相談に応じた。

また、（公財）ひろしま産業振興機構、広島商工会議所及び広島県商工会連合会と連携し、広島市域の中小企業者等を対象とした一次相談窓口「広島市域中小企業支援ナビ（電話相談）」を運営することにより、各支援機関の支援メニューの情報提供やアドバイスを行ってきたが、相談者の利便性向上という当初の目的を果たしたことから、令和8年1月29日をもって、広島市域中小企業支援ナビ（電話相談）を終了した。

(ロ) 制度融資等相談受付事業 6件 91千円

資金繰り等の問題を抱える中小企業者に対して、各種融資制度の紹介やセーフティネット保証に係る相談を行った。

(ハ) アドバイザー派遣事業 5,570千円

a 経営支援アドバイザー派遣 144回（38社）

原材料価格の高騰等により収益減少などの影響を受けている中小企業者に対して、専門家を派遣し、生産性向上、販路開拓、人材育成、ICT化、働き方改革等に関する助言を行った。

b 事業規模拡大支援アドバイザー派遣 4回（1社）

創業後3年以上10年未満の事業者等で、事業規模の拡大を図ろうとする者に対して専門家を派遣し、SNSの活用や顧客獲得に向けた取り組み等に関する助言を行った。

c 中小企業団体等支援アドバイザー派遣 5回（3団体）

事業協同組合や商店街などの中小企業団体等が実施する研究会に対して、専門家を派遣し、確定申告の留意点、まちづくり等に関する助言を行った。

d 障害者経営支援アドバイザー派遣 4回（3社）

障害のある事業主に対して専門家を派遣し、税務、ビジネスモデルの構築等に関する助言を行った。

e 景気対応等経営支援アドバイザー派遣 0回（0社）

セーフティネット保証制度の認定を受けた中小企業者、突発的な自然災害等により売上減少等の影響を受けている中小企業者等に、専門家を派遣する制度であるが、今年度は申請がなかった。

f 里山・離島活性化支援アドバイザー派遣 10回（4社）

中山間地域の中小企業者に対して、専門家を派遣し、プレスリリースの手法、リーダーの育成や社員教育等に関する助言を行った。

(f) 中小企業等人材育成事業（広島広域都市圏）6回（参加者数 154人）

834千円

中小企業経営者等を対象に、経営体質の強化、企業の成長を支える人材の育成を目的に、経営戦略、販売促進等に関するセミナーを開催した。（会場開催5回、オンライン開催1回）

イ 時代をリードする技術・商品の開発

新規ビジネス事業化支援事業や見本市等出展助成事業等により新製品・新技術や販路開拓の早期事業化を支援した。

(7) 新規ビジネス事業化支援事業（広島広域都市圏）

12,385千円

これまで対象としていた新成長分野（エコ、観光、医療・福祉、都市型サービス）の制限を撤廃し、中小企業者等が行う新たな産業の創出・育成に向けた新技術・新製品の早期事業化を支援した。

a 事業化支援助成金

事業化計画のブラッシュアップ、試作品の機能、性能及び品質に関する評価及び改良、販路開拓等に要する経費を対象に助成金（助成率1/2、上限300万円）を交付した。

・交付企業数 5社

・助成額 1,195万円

b 専門家派遣

1社に対して専門家を派遣（10回）し、新製品の改良に向けた取り組み、新規事業に注力するための事業計画づくりに関して助言した。

(4) 見本市等出展助成事業（広島広域都市圏）

2,039千円

中小企業者等が研究開発により実用化又は商品化したものについて、見本市等への出展に要する経費の一部に対して助成金（助成率1/2、上限20万円）を交付した。

- ・ 交付企業数 11社
- ・ 助 成 額 188万3千円
- ・ 商談件数等 見本市等への出展の結果、475件の商談が行われ、受注見込みありが105件、6件が成約に至った。

(f) 販路開拓支援事業

ものづくり分野で販路開拓支援サービスを運営している民間機関等との業務提携を行い、中小企業者等の販路開拓を支援した。

- ・ マッチング 1件

ウ 個性と魅力ある商業の振興

いい店ひろしま事業では、応援事業として店舗の魅力度の維持・向上のため、公式インスタグラムによる紹介投稿により、顕彰店舗のPRに努めた。

(f) 中小企業団体等支援アドバイザー派遣（再掲）5回（3団体） [152千円]

事業協同組合や商店街などの中小企業団体等が実施する研究会に対して、専門家を派遣し、税制面における助言、まちづくり等に関する支援を行った。

(i) いい店ひろしま事業

0円

a 顕彰事業

長引くコロナ禍の影響により、店舗演出や接客などの商業機能の社会的な評価が変化していることから事業を休止し、他の事業への統合を含めて事業の見直しの検討を行った。

b 応援事業

店舗魅力度の維持・向上を図るため、公式インスタグラムにおいて顕彰店舗の商品やイベント等をPRする紹介投稿を9店舗15件行い、約3万5千人の閲覧があった。

エ 特長のある創業の支援

創業者向け研修会等の開催や創業チャレンジ・ベンチャー支援事業等により、創業者の掘り起しから創業時の事業運営までを支援した。

(f) 創業支援コーディネータによる支援 109社 4,168千円

新商品・サービスの企画・開発、新規出店、マーケティング等に関する豊富な実務経験を有する創業支援コーディネータが、創業者の発掘から情報提供、各種相談、マッチングなど、創業時における課題解決に向けて継続的に支援し、公的助成金申請支援（51社）、ビジネスプランに関する支援（48社）等を行った。

(i) 創業チャレンジ・ベンチャー支援事業 4,111千円

有望な事業モデルを有する創業予定者（創業3年未満の中小企業者を含む。）を募集選定し、事業計画策定から事業運営までを、専門家派遣、融資等により総合的に支援した。

また、首都圏での移住促進系イベントに2回参加し、UIJターンの希望者に対して、創業支援施策の周知を図った。

- a 事業計画策定支援
 - ・支援決定件数 18件（うち11件が創業後3年未満）
 - ・専門家による事業計画策定支援 55回
- b 事業計画実行支援
 - ・事業認定件数 11件（うち8件が創業後3年未満）
 - ・専門家による事業計画実行支援 58回
 - ・事業化加速研修の開催 4回（参加者数 80人）

(f) 創業者向け研修会等（広島広域都市圏） 4回 882千円

創業予定者及び創業して間もない中小企業を対象に、創業に必要な知識・手法の習得や創業者が抱えている課題解決のための研修会等を開催した。

- a 創業者向け研修会 4日間×2回

広島市立中央図書館と連携して、創業や経営に必要な知識・手法について演習を主体とした総合的な研修会を開催した。

 - ・参加者数 37人
- b 事業構想確立ワークショップ 1日×2回

創業者が事業構想をより具体的に確立するため、ワークショップを開催した。

 - ・参加者数 12人

(g) 創業支援アドバイザー派遣事業 21回（21人） 642千円

創業予定者及び創業3年未満の中小企業者に対して、専門家を派遣し、創業時の留意点、市場動向、事業計画、資金計画等に関する助言を行った。

(h) 日曜創業相談事業 15件 237千円

平日、窓口相談を利用できない創業予定者等に対し、毎月1回日曜日に相談窓口を設置し、中小企業診断士等の専門家による事業計画の策定や資金調達等の相談に応じた。

オ 卸売業の振興

流通革新研究会の開催 2日間×1回

広島市、広島商工会議所及び協同組合広島総合卸センターと連携して、従業員の活力を生み出し能力を発揮させる組織マネジメントについて研究会を開催した。

- ・参加者数 18人

カ 情報の発信

中小企業に必要な経営や技術に関する情報と中小企業支援施策に関する情報を発信した。

(7) 産業情報システムの運用 3,493千円

- a 中小企業支援施策、技術に関する情報発信

広島市及び関係機関の中小企業支援施策、工業技術センターの有する技術についてホームページで情報発信した。

 - ・中小企業支援センターホームページ

アクセス件数 月平均 8,358件（年間 100,290件）
 - ・工業技術センターホームページ

アクセス件数 月平均 6,706件 (年間 80,469件)

・広島企業支援情報ホームページ

アクセス件数 月平均 583件 (年間 7,001件)

b 広島企業情報の収集・発信

広島企業の保有技術やノウハウ等を収集・登録・データベース化し、インターネットを通じて情報発信することにより、企業のビジネス機会の拡大を支援した。

・アクセス件数 月平均 13,931件 (年間 167,174件)

・登録企業数 368社

(イ) 情報提供

400千円

a メールマガジンの発行 (広島広域都市圏)

中小企業に必要な経営や技術に関する情報、研修会等の開催案内、各種支援施策情報、支援企業の紹介などを掲載したメールマガジン「広島市産業振興センターNEWS」を発行した。

・発行回数 15回 (定期号12回及び臨時号3回)

・配信先数 3,474件 (令和8年3月末現在)

b SNSの活用

X (旧 Twitter) 等により随時、情報を発信した。

・ポスト数 219件

c 展示会への出展

ひろしまITフェス2025

広島市と共同出展し、中小企業支援センターの支援制度を周知した。

・開催期間 令和7年10月22日 (水)、23日 (木)

・会場 広島県情報プラザ エントランスホール

・来場者 1,580人

・ブース訪問者数 106人

・パンフレット等配布数 95部

d ビジネスサポート事例集の作成

中小企業支援センター及び工業技術センターの支援事例集を作成・配布し、支援先企業の特長と支援による成果等を広く紹介した。

キ その他

経営革新等認定支援機関 (国の認定支援機関) として、各種補助金等、国の中小企業支援施策の活用を通じて、中小企業の経営基盤の強化、創業等の支援を行った。

② 企業の技術向上に係る支援事業 (公益目的事業2)

中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的として、次の事業を実施した。

また、引き続き、県・市の連携強化の一環として、研究会、研修会の共同開催をするなど利用者の利便性向上を図った。

ア 広島市工業技術センターの指定管理

(ア) 技術研究会

1, 154千円

企業等の技術者の技術水準の向上を図るため、企業や大学等で構成する研究会を設け、技術的課題の解決や既存技術の応用研究に向けた取組等を通じ、会員企業等の製品開発、技術開発などを支援した（県市連携事業のカッコ内は、県担当回数で内数）。

研究会名	内 容	開催回数	会員企業数
広島表面処理技術研究会 (県市連携)	表面処理（めっき等）技術の向上、有害物質等の環境規制への対応及び若手技術者の育成	9回 (1回)	30社
省エネルギー材料研究会	省エネルギーに資する材料の開発、材料を活用した製品の高付加価値化及び部品の開発	2回	14社

(イ) 技術者の研修

1, 074千円

中小企業の製品開発、設計、製造、評価・解析等の技術力の向上を図るため、材料・加工技術、システム技術及びデザインに関する基礎的知識及び専門的知識を体系的に習得できる研修会と最新の情報を提供する講習会・セミナーを開催した（県市連携事業のカッコ内は、県担当回数で内数）。

講習会名等	内 容	開催回数	参加者数
金属加工技術講習会	金属加工技術に関する技術情報の提供	1回	34人
広島高分子材料研修会 (県市連携)	プラスチック、ゴム等の高分子材料に関する技術情報の提供（対面及びオンライン開催）	4回 (1回)	121人 (5人)
新素材技術講習会	新素材、新材料に関する情報の提供	1回	17人
自動車のEV化に向けた技術講習会	自動車のEV化に関する技術情報の提供	1回	34人
軽金属材料講習会	軽金属材料に関する技術情報の提供	1回	27人
デジタルエンジニアリング講習会	デジタルデータを利用した製品の設計・製造に関する最新技術や活用事例の紹介	1回	13人
解析・シミュレーション研修会	構造解析などシミュレーション技術の習得を目的とした基礎講習及び実習	1回	13人
製品の振動評価技術に関する研修会	製品の振動評価技術に関する基礎講習及び実習並びにプログラミング言語を用いた振動評価技術の解説と実習	2回	8人
データサイエンス研修会	データ分析に関する基礎講習及び実習（対面及びオンライン開催）	1回	8人
デザイン講習会	デザインの開発事例及び最新動向等の情報提供（ひろしまデザインネットワークの先進事例勉強会と合同開催）	1回	76人

講習会名等	内 容	開催回数	参加者数
デザインマネジメント セミナー	商品企画・開発手法に関する事例及び最新動向等の情報提供	1回	9人

(f) 技術指導推進 14, 660千円

- a 工業技術支援アドバイザーの派遣（広島広域都市圏） 17回
中小企業の技術力の強化を支援するため、商品開発、塗装技術、省エネルギー対策などに関して専門家を企業に派遣し、具体的な技術的課題に対して指導を実施することにより、その解決を支援した。
- b 技術指導相談 2, 307件
中小企業の生産性、技術力及びデザイン開発力の向上を図るため、企業技術者の来所等による技術指導・相談を随時実施し、製品不良対策、品質管理等の企業が直面している技術的課題の解決、新製品・新技術の開発やデザインを活用した商品づくりを支援した。
- c 依頼試験・評価 14, 797件
中小企業の技術力の向上と新製品の開発を促進するため、製品及び部品の物理的・化学的諸特性などについて、各種試験・評価及び技術指導を行うとともに、欠陥原因の究明など企業が直面している技術的課題の解決を支援した。
- d 技術情報普及
中小企業の技術力の向上を図るため、専門的かつ広範囲な技術情報を入手・提供した。また、工業技術センターにおいて、技術相談・指導、依頼試験等の各種データをデータベースに蓄積するとともに、利用者・企業の利用状況を分析し、効果的・効率的な技術支援に活用した。

(g) 工業技術センターの運営 242, 839千円

- a 試験研究設備利用
新製品開発に必要とする試験研究設備を中小企業の利用に供した。
・設備利用件数 14, 974件
[主な設備利用機器]
(a) 分析・物理測定機器 10機 (b) 加工機器 18機
(c) 材料・組織試験機器 20機 (d) 精密測定機器 4機
(e) 電気測定機器 6機 (f) デジタルエンジニアリング機器 3機
(g) 環境・耐久性試験機器 7機
- b 工業技術振興調査
工業技術センターの事業充実を図るため、各種中小企業団体に対し、中小企業における現状や課題、要望等について調査・分析を行った。
・アンケート調査 12団体

イ 指定管理以外の支援事業

- (7) 環境関連分野の支援 94千円
環境経営に関する講習会を開催した。

名 称	内 容	開催回数	参加者数
環境経営実践講習会（広島広域都市圏）	環境経営の先進企業の取組み状況等に関する情報提供	1回	24人

(イ) デザイン関連分野の支援

9,008千円

多様化した市場ニーズに即した商品開発力の強化と企業のデザイン開発力の向上を図るため、デザインに関する振興事業を実施した。

a ひろしまデザインネットワーク（広島広域都市圏）

デザイン関連団体や企業、大学等を会員とする「ひろしまデザインネットワーク」を運営し、情報交換等を行うことにより、会員の相互連携を深め、広島広域都市圏におけるデザインネットワークの構築とデザイン振興拠点機能の強化を図った。

名 称	内 容	開催回数	参加者数等
情報交換会議	各会員団体の活動状況報告	1回	33団体
先進事例勉強会	デザインの開発事例及び最新動向等の情報提供（技術者の研修のデザイン講習会と合同開催）	1回	76人

b ひろしまグッドデザイン賞（隔年）（広島広域都市圏）

広島広域都市圏内の企業が開発したデザイン面・機能面で優れた商品及びパッケージを「ひろしまグッドデザイン商品」として選定し、これを顕彰することにより、圏内の産業界や住民等のデザインに対する理解と関心を深め、デザイン関連企業の育成、商品の販売促進に取り組み、圏内産業の振興を図った。

令和7年度は、隔年実施の選定年度で、第19回ひろしまグッドデザイン賞の選定等を実施した。

- ・応募点数 115点（92社）
- ・賞及び選定数

グランプリ	準グランプリ	特別賞	優秀賞	奨励賞
1点	2点	1点	5点	26点

- ・表彰式、展示販売会等

区 分	会 場 等	期 間
表彰式	広島市役所市長公室	10月28日
展示販売会	広島駅ビル ミナモト・ekie	11月1日～11月3日
展示会	東京ビッグサイト西展示棟 （第101回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2026への出展）	2月4日～2月6日
相談会	広島市工業技術センター	3月16日

c デザイナーマッチングサイトの運営（広島広域都市圏）

中小企業等が自社にふさわしいデザイン企業を探ことができるよう、広島広域都市圏内のデザイナーに関する情報を発信するとともに、中小企業等への指導・相談、コーディネートを行うことにより、中小企業等によるデザイン活用を支援した。

- ・登録デザイン企業 97社
- ・デザイン企業の掲載内容更新 5社

- ・指導相談 46件
- ・コーディネート 11件

(ウ) 広島市児童生徒発明くふう展

550千円

児童生徒の創意工夫を啓発し、発明意欲の向上を図るとともに、企業の知的財産に対する関心を高め、技術・製品開発を促すことにより、産業教育及び産業の振興に寄与することを目的として、児童生徒が自由な発想で作製した科学的、独創的でアイデアに富んだ作品を募集し表彰した。

・応募点数

小学校の部	5校1クラブ	49点
中学校の部	6校1クラブ	41点
高等学校の部	1校	61点

・賞及び選定数

区分	特賞	モビコン賞	優秀賞	学校賞	計
小学校	6点	6点	7点	1点	20点
中学校	8点	6点	4点	1点	19点
高等学校	2点	0点	4点	1点	7点
計	16点	12点	15点	3点	46点

・展示会等

区分	会場等	期間
展示会	5-Days こども文化科学館 (広島市こども文化科学館)	10月17日～10月19日
表彰式	5-Days こども文化科学館 (広島市こども文化科学館)	10月19日

(エ) その他

工業技術センターが実施する事業及び他機関が募集する各種研究開発補助制度等の情報提供を行った。また、中小企業の技術支援に資する事業として、中小企業団体や支援機関と講習会の共催を行った。

- ・情報提供（メールマガジン） 37回

(2) 収益事業等

① 研修室等の管理運営

9,678千円

中小企業の研修や会議等の活動の場として、研修室、会議室（各1室）の貸出を行った。

- ・利用日数 研修室 41日、会議室 5日

② 広島ミクシス・ビルの管理

35,845千円

広島市、協同組合広島インテリジェントセンター及び株式会社データホライズンから委託を受けて、広島ミクシス・ビルの共用部分等の管理を行った。

2 無償使用貸借資産

事業を実施するに当たって、広島市から無償使用貸借している資産は次のとおりである。

(1) 建物等

(令和8年3月31日現在)

名 称	現 在 地	区 分		現 在 高
広島市産業振興センター (広島ミクシス・ビル)	西区草津新町 一丁目 21 番 35 号	建物	事務所等	延床面積 635.334 m ²
		駐車場		収容可能台数 19 台分

(2) 物品

(令和8年3月31日現在)

区 分		現 在 高
車両	乗 用 車	4 点

注：この表は、重要物品として取得価格又は評価価格が100万円以上の物品を掲載した。

3 事業報告の附属明細書

記載すべき事項はありません。

1 企業の経営基盤強化、創業等の支援に関する事業（公益目的事業 1）

事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明	事業名	令和 7 年度実績
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	1-(1) コーディネータによる支援 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、技術、経営、情報、販路開拓の各分野において経営課題を抱える中小企業を支援することとして、ホームページやパンフレット等で広報している。 2 について ホームページやパンフレットへの掲載等を通じ広報している。 3 について 技術、経営、情報、販路開拓の各分野における相談内容に応じて、コーディネータが助言を行っている。	コーディネータによる支援	要綱等を定めるとともに支援事業の利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 経営、技術及び情報分野の専門的な知識と経験を有するコーディネータが、中小企業者の経営や技術上の課題解決に向けて継続的に支援し、経営計画・事業計画、ビジネスプランに関する支援（5 7 社）、商品・技術開発支援（5 6 社）、販路開拓支援（5 3 社）、等を行った。
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	1-(2) 窓口相談 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、経営課題を抱える中小企業を支援することとして、ホームページやパンフレット等で広報している。 2 について ホームページやパンフレットへの掲載等を通じ広報している。また、幅広い相談内容に対応できるよう、様々な分野の専門家を多数登録し、利用機会の提供に努めている。 3 について 中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等の専門家が、相談内容に応じた助言を行っている。	窓口相談事業	要綱等を定めるとともに支援事業の利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 専門家等による相談窓口（広島県西部地域を含む。）を設置し、原材料価格の高騰等により、収益減少などの影響を受けている中小企業者等の資金繰り、働き方改革、インバウンド対応等の経営課題や事業承継、知的財産、法律問題などの相談に応じた。
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	1-(3) 特別金融相談 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、当面の資金繰りの対応策等の必要な中小企業を支援することとして、ホームページやパンフレット等で広報している。 2 について ホームページやパンフレットへの掲載等を通じ広報している。また、幅広い相談内容に対応できるよう、様々な分野の専門家を多数登録し、利用機会の提供に努めている。 3 について 税理士等の専門家が、相談内容に応じた助言を行っている。	窓口相談事業	要綱等を定めるとともに支援事業の利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 専門家等による相談窓口（広島県西部地域を含む。）を設置し、資金繰りの相談に応じた。 ※窓口相談事業として実施
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	1-(4) 融資制度等受付相談業務 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、資金繰りに支障をきたしている中小企業の経営支援のための広島市のセーフティネット保証制度などの市の融資制度の申請受付を主体に行うとともに、資金繰りの相談などに対して、融資制度の説明、特別金融相談などの支援事業を紹介している。 2 について ア について ホームページやパンフレットへの掲載等を通じ広報しており、広く中小企業が利用できる。 イ について 融資制度等について職員研修を行ったうえで、申請受付や相談対応を行っている。 ウ について 該当なし エ について 該当なし	制度融資等相談受付事業	支援事業の利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 融資制度に精通した職員が各種融資制度、セーフティネット保証の相談に対応した。
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	1-(5) 経営支援アドバイザー派遣 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、経営課題を抱える中小企業を支援することとして、ホームページやパンフレット等で広報している。 2 について ホームページやパンフレットへの掲載等を通じ広報している。また、幅広い相談内容に対応できるよう、様々な分野の専門家を多数登録し、利用機会の提供に努めている。 3 について 中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等の専門家が、相談内容に応じた助言を行っている。	経営支援アドバイザー派遣	要綱等を定めるとともに支援事業の利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 原材料価格の高騰等により収益減少などの影響を受けている中小企業者に対して、専門家を派遣し、生産性向上、販路開拓、人材育成、ICT化、働き方改革等に関する助言を行った。

事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明	事業名	令和7年度実績
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	1-(6) 景気対応経営支援アドバイザー派遣 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、厳しい経営局面において、前向きな取り組みを行う中小企業を支援することとして、ホームページやパンフレット等で広報している。 2 について ホームページやパンフレットへの掲載等を通じ広報している。また、幅広い相談内容に対応できるよう、様々な分野の専門家を多数登録し、利用機会の提供に努めている。 3 について 中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等の専門家が、相談内容に応じた助言を行っている。	景気対応経営支援アドバイザー派遣	要綱等を定めるとともに支援事業の利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 セーフティネット保証制度の認定を受けた中小企業者、突発的な自然災害等により売上減少等の影響を受けている中小企業者等に、専門家を派遣する制度であるが、今年度は申請がなかった。
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	1-(7) 里山・離島活性化支援アドバイザー派遣 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、地域資源を活かした新商品の開発等に取り組む中山間地域及び離島振興対策実施地域の中小企業を支援することとして、ホームページやパンフレット等で広報している。 2 について ホームページやパンフレットへの掲載等を通じ広報している。また、幅広い相談内容に対応できるよう、様々な分野の専門家を多数登録し、利用機会の提供に努めている。 3 について 中小企業診断士等の専門家が、相談内容に応じた助言を行っている。	里山・離島活性化支援アドバイザー派遣	要綱等を定めるとともに支援事業の利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 中山間地域の中小企業者に対して、専門家を派遣し、プレスリリースの手法、リーダーの育成や社員教育等に関する助言を行った。
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	1-(8) 障害者経営支援アドバイザー派遣 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、障害をもった経営者や創業予定者が抱える課題の解決を支援することとして、ホームページやパンフレット等で広報している。 2 について ホームページやパンフレットへの掲載等を通じ広報している。また、幅広い相談内容に対応できるよう、様々な分野の専門家を多数登録し、利用機会の提供に努めている。 3 について 中小企業診断士、税理士等の専門家が、相談内容に応じた助言を行っている。	障害者経営支援アドバイザー派遣	要綱等を定めるとともに支援事業の利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 障害のある事業主に対して専門家を派遣し、税務、ビジネスモデルの構築等に関する助言を行った。
(3) 講座、セミナー、育成	1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	1-(9) 中小企業等人材育成事業 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、中小企業の経営者などを対象に人材育成を支援することとして、ホームページ等で広報している。 2 について ホームページや広報誌への掲載、記者クラブや業界団体への募集チラシの送付を通じ、広く募集している。 3 について 経営コンサルタント、大学教授等の専門家と相談しセミナー、研修会の内容を決めている。また、専門家を講師としている。 4 について 広島市が定めた以下の基準により報酬を算定している。 1時間当たり報酬 ・専門家（経営コンサルタント等） 15,278円 （ただし、県外専門家のうち特に著名な講師等については、上限50,000円） ・大学職員 教授 9,200円以内 准教授 8,200円以内 講師、助教 7,200円以内 ・官公署職員 4,100円以内 ・その他 6,200円以内	中小企業等人材育成事業	募集案内をホームページ、チラシ、メールマガジン、記者クラブへの情報提供等により広報した。 講師への報酬は、基準内の適正な金額を支払った。 経営コンサルタント等の専門家を講師に選定し、中小企業経営者等を対象に、経営体質の強化、企業の成長を支える人材の育成を目的に、経営戦略、販売促進等に関するセミナーを開催した。

事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明	事業名	令和7年度実績
(13) 助成（応募型）	1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 応募の機会が、一般に開かれているか。 3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除） 4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。） 6. （研究や事業の成果があるような助成の場合、）助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	2-(1) 技術開発等助成事業 ア 研究開発 イ 早期事業化 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、新技術や新製品の実用化や商品化を目指す中小企業を支援することとして、ホームページ等で広報している。 2 について ホームページや広報誌への掲載、記者クラブや業界団体への募集資料の送付を通じ、広く募集している。 3 について 恣意的な選考を防止するために選考基準を作成し、選考に当たっては申請書類の作成に直接関わるなどの関係者は採択から排除している。 4 について 選考委員は、中小企業診断士、経営分野の大学教授、研究機関（産業技術総合研究所）OB等の有識者（6名前後）を選任している。 5 について 助成先、助成内容等は、ホームページへの掲載、記者クラブへの資料送付を通じ公表している。 6 について 実績報告を徴した上、完了検査を実施している。	ア 研究開発 平成23年度で終了 イ 早期事業化 新規ビジネス事業化支援事業	要綱を定めるとともに、募集案内をホームページ、チラシ、記者クラブへの情報提供等で広報した。 中小企業診断士等の専門家を選考委員に選任にした。 要綱により選考基準を定めるとともに、選考委員が申請書類の作成に直接関与している場合は、当該選考に関与していない。 助成先企業名等はホームページ、広島市のプレスリリース等で公表した。 実績報告を徴した上で完了検査を実施した。 これまで対象としていた新成長分野（エコ、観光、医療・福祉、都市型サービス）の制限を撤廃し、中小企業者等が行う新たな産業の創出・育成に向けた新技術・新製品の早期事業化を支援した。
(13) 助成（応募型）	1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 応募の機会が、一般に開かれているか。 3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除） 4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。） 6. （研究や事業の成果があるような助成の場合、）助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	2-(2) 見本市等出展助成事業 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、研究開発により実用化や商品化したものを見本市等に出展する中小企業を支援することとして、ホームページ等で広報している。 2 について ホームページや広報誌への掲載、記者クラブや業界団体への募集資料の送付を通じ、広く募集している。 3 について 恣意的な選考を防止するために選考基準を作成し、選考に当たっては申請書類の作成に直接関わるなどの関係者は採択から排除している。 4 について 選考委員は5名で、研究機関の研究者（1名）、マーケティング分野の大学教授（1名）、経営コンサルタント（3名）を選任している。 5 について 助成先、助成内容等は、ホームページへの掲載、記者クラブへの資料送付を通じ公表している。 6 について 実績報告を徴した上、完了検査を実施している。	見本市等出展助成事業	要綱を定めるとともに、募集案内を財団ホームページ、チラシ、記者クラブへの情報提供等で広報した。 要綱により選考基準を定めた上で、応募者のプレゼンテーション等の負担軽減のため選考委員による審査会を省略し、書類審査による審査を実施した。 助成先企業名等はホームページ、広島市のプレスリリース等で公表した。 実績報告を徴した上で完了検査を実施した。 中小企業者等が研究開発により実用化又は商品化したものについて、見本市等への出展に要する経費の一部に対して助成金を交付した。
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	3-(1) 商店街等活性化支援アドバイザー派遣 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、共同事業に取り組む中小企業団体を支援することとして、ホームページやパンフレット等で広報している。 2 について ホームページやパンフレットへの掲載等を通じ広報している。また、幅広い相談内容に対応できるよう、様々な分野の専門家を多数登録し、利用機会の提供に努めている。 3 について 中小企業診断士、店舗演出等の専門家が、相談内容に応じた助言を行っている。	中小企業団体等支援アドバイザー派遣	要綱等を定めるとともに、支援事業の利用申し込み方法等を当財団ホームページ、チラシ等で広報した。 事業協同組合や商店街などの中小企業団体等が実施する研究会に対して、専門家を派遣し、税制面における助言、まちづくり等に関する助言を行った。

事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明	事業名	令和7年度実績
(14) 表彰、コンクール	1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除） 3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。 4. 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。 5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めているか。	3-(2) 「いい店ひろしま」事業 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、店舗演出など基本的な商業機能が優秀な小売店舗を顕彰することにより、小売店舗の改善意欲の喚起及び商業機能のレベルアップを図ることとして、ホームページ等で広報している。 2 について 市民から審査員を公募し、応募した市民による1次審査を行い、その後、中小企業支援機関の職員等による2次審査、店舗演出等の専門家による3次審査を行っている。 3 について 3次審査（最終審査）において、店舗演出、店舗設計、ユニバーサルデザイン等の専門家による3次審査（最終審査）を行っている。 4 について 顕彰した小売店舗及び内容は、ホームページや広報誌への掲載、記者クラブへの資料の送付、表彰式の開催、印刷物の配付による方法で公表している。 5 について 顕彰した対象者や候補者に当該表彰に係る金銭的な負担は一切求めている。	いい店ひろしま事業	長引くコロナ禍の影響により、店舗演出や接客などの商業機能の社会的な評価が変化していることから顕彰事業を休止し、他の事業への統合を含めて事業の見直しの検討を行った。 これまでに顕彰した店舗魅力度の維持・向上を図るため、公式Instagramにおいて顕彰店舗の商品やイベント等をPRする紹介投稿を9店舗15件行い、約3万5千人の閲覧があった。
(13) 助成（応募型）	1. 当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 応募の機会が、一般に開かれているか。 3. 助成の選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たって直接の利害関係者の排除） 4. 専門家など選考に適切な者が関与しているか。 5. 助成した対象者、内容等を公表しているか。（個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。） 6. （研究や事業の成果があるような助成の場合、）助成対象者から、成果についての報告を得ているか。	4-(1) 創業チャレンジ・ベンチャー支援事業 1 について 創業等に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、資金、経営の両面から総合的に支援することとして、ホームページ等で広報している。 2 について ホームページや広報誌への掲載、記者クラブへの募集資料の送付を通じ、広く募集している。 3 について 選考に当たっては申請書類の作成に直接関わるなどの関係者は採択から排除している。 4 について 選考委員は、マーケティング分野の大学教授、経営コンサルタント、女性経営者等を選任している。 5 について 助成内容等は、ホームページへの掲載、記者クラブへの資料送付を通じ公表している。 6 について 開業に要した経費資料、開業届等の資料を提出させるとともに、開業実態の現地確認や開業後における実態調査を実施している。	創業チャレンジ・ベンチャー支援事業	要綱を定めるとともに、募集案内を財団ホームページ、チラシ、記者クラブへの情報提供等で広報した。 中小企業診断士等の専門家を選考委員に選任にした。 内部要綱により選考基準を定め、選考委員が申請書類の作成に直接関与している場合は、当該選考に関与していない。 選定した創業予定者名等はホームページ、広島市のプレスリリース等で公表した。 開業届等の資料を提出させるとともに、開業実態の現地確認や開業後における実態調査を実施した。 有望な事業モデルを有する創業予定者（創業3年未満の中小企業者を含む。）を募集選定し、事業計画策定から事業運営までを、専門家派遣、融資等により総合的に支援した。
(3) 講座、セミナー、育成	1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	4-(2) 創業者向けのセミナー・研修会 1 について 創業予定者や創業後間もない経営者に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、創業や経営に関する専門的知識（実践的なもの）を提供することとして、ホームページ等で広報している。 2 について ホームページや広報誌への掲載、記者クラブへの募集チラシの送付を通じ、広く募集している。 3 について 経営コンサルタント、税理士等の専門家と相談しセミナー、研修会の内容を決めている。また、専門家を講師としている。 4 について 広島市が定めた以下の基準により報酬を算定している。 1時間当たり報酬 ・専門家（経営コンサルタント等） 15,278円 （ただし、県外専門家のうち特に著名な講師等については、上限50,000円） ・大学職員 教授 9,200円以内 准教授 8,200円以内 講師、助教 7,200円以内 ・官公署職員 4,100円以内 ・その他 6,200円以内	創業者向け研修会等	募集案内をホームページ、チラシ、メールマガジン、記者クラブへの情報提供等により広報した。 講師への報酬は、基準内の適正な金額を支払った。 経営コンサルタント等の専門家を講師に選定し、創業予定者及び創業して間もない中小企業を対象に、創業に必要な知識・手法の習得や創業者が抱えている課題解決のための研修会等を開催した。

事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明	事業名	令和7年度実績
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	4-(3) 起業支援アドバイザー派遣 1 について 創業予定者や創業後1年以内の経営者に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、円滑な創業や経営を支援することとして、ホームページやパンフレット等で広報している。 2 について ホームページやパンフレットへの掲載等を通じ広報している。また、幅広い相談内容に対応できるよう、様々な分野の専門家を多数登録し、利用機会の提供に努めている。 3 について 中小企業診断士、税理士、社会保険労務士等の専門家が、相談内容に応じた助言を行っている。	創業支援アドバイザー派遣 創業支援コーディネータによる支援	要綱等を定めるとともに支援事業の利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 創業予定者及び創業3年未満の中小企業者に対して、専門家を派遣し、創業時の留意点、市場動向、事業計画、資金計画等に関する助言を行った。
(3) 講座、セミナー、育成	1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	5 活力ある卸売業の振興(流通革新研究会の開催) 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、中小卸売業の経営者を対象に卸売業の活性化を支援することとして、ホームページ等で広報している。 2 について ホームページや広報誌への掲載、卸売団体への募集チラシの送付を通じ、広く募集している。 3 について 経営コンサルタント、大学教授等の専門家と相談し研究会の内容を決めている。また、専門家を講師としている。 4 について 広島市が定めた以下の基準により報酬を算定している。 1時間当たり報酬 ・専門家（経営コンサルタント等） 15,278円 （ただし、県外専門家のうち特に著名な講師等については、上限50,000円） ・大学職員 教授 9,200円以内 准教授 8,200円以内 講師、助教 7,200円以内 ・官公署職員 4,100円以内 ・その他 6,200円以内	流通革新研究会の開催	広島市、広島商工会議所及び当財団と共同で実行委員会を設置、（協）広島総合卸センターと連携し、募集案内をホームページ、チラシ、メールマガジン、記者クラブへの情報提供等により広報した。 講師への報酬は、基準内の適正な金額を支払った。 大学教授、経営者等の専門家を講師に選定し、従業員の活力を生み出し能力を発揮させる組織マネジメントについて研究会を開催した。
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） （注）2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	6-(1) ホームページの運用や、広報誌、メールマガジンの発行 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、当事業は事業案内、セミナー等イベント予定等、経営に役立つ情報を、ホームページ、広報誌、メールマガジンを通じて中小企業に提供するためのものである。 2 について ア について ホームページにより一般公開するとともに、広報誌を市の窓口等に置き、セミナー等受講者へのメールマガジン配信等を通じ、情報を提供している。 イ について 中小企業支援に精通した職員、中小企業診断士、大学教授等の専門家等の執筆により記事を作成している。 ウ、エについて 該当なし	情報提供	支援事業、コラム、セミナー受講者募集等の経営に役立つ情報をメールマガジンで配信するとともに配信内容をホームページに公開した。 コラムは経営コンサルタント、経営者等に執筆を依頼して記事を作成した。 中小企業に必要な経営や技術に関する情報、研修会等の開催案内、各種支援施策情報、支援企業の紹介などを掲載したメールマガジン「広島市産業振興センターNEWS」を発行した。 X（旧Twitter）等により随時、情報を発信した。
(6) 調査、資料収集	1. 当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 （注）ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3. 当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。 4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はないか。	6-(2) 企業情報の発信 1 について 中小企業に対する支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、広島市内の製造業等の企業が有する技術等の情報を発信し、ビジネス機会の拡大を支援することとして、ホームページ上で公開している。 2 について 企業の保有技術等をホームページで、不特定多数の企業が入手できるようにしている。 3 について 中小企業支援に精通した職員が企業情報の内容を確認している。 4 について ホームページの修正作業は専門業者に委託しているが、企業情報の内容確認等は当該法人の職員が行う。	産業情報システムの運用	掲載申込方法をホームページ、チラシ等で広報し掲載希望企業を募集した。 掲載希望企業が作成した原稿は、中小企業支援に精通した職員が企業情報の内容を確認し、ホームページの修正作業は専門業者に委託して実施した。 広島の企業の保有技術やノウハウ等を取集・登録・データベース化し、インターネットを通じて情報発信することにより、企業のビジネス機会の拡大を支援した。

2 企業の技術向上に係る支援事業（公益目的事業 2）

事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明	事業名	令和 7 年度実績
(3) 講座、セミナー、育成	1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	1-(1) 新技術の共同研究（研究会の開催） 1 について 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、重要な技術的課題の解決や既存技術の応用研究を企業や大学と共同で研究会形式により実施することとして、ホームページや募集案内等で広報している。 2 について ホームページや募集案内等を通じて研究会参加者を広く募集している。 3 について 材料技術、製品設計手法、解析技術等を専門とする大学教授等の研究開発者を講師やアドバイザーとして講義及び指導を行っている。 また、各研究会において、参加者が各社の課題に基づいた研究テーマを設定し、アドバイザーが個別指導を行うことにより技術水準の向上を図っている。（参加者ごとに技術課題は異なるため定量的な評価はない。） 4 について 広島市が定めた以下の基準により報酬を算定している。 1時間当たり報酬 ・大学職員 教授 9, 200 円以内 准教授 8, 200 円以内 講師、助教 7, 200 円以内 ・官公署職員 4, 100 円以内 ・その他 6, 200 円以内	技術研究会	募集案内をホームページ、チラシ、メールマガジン等により広報した。 講師への報酬は、基準内の適正な金額を支払った。 大学教授等の専門家をアドバイザーに選定し、企業や大学等で構成する研究会を設け、技術的課題の解決や既存技術の応用研究に向けた取組等を通じ、会員企業等の製品開発、技術開発などを支援した。
(3) 講座、セミナー、育成	1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	1-(2) 技術者の研修（講習会の開催） 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、最新の技術情報を提供する講習会等を開催することとして、ホームページや募集案内等で広報している。 2 について ホームページや事業案内等を通じ広く募集している。 3 について 材料技術、加工技術、情報関連技術等を専門とする大学教授等の研究開発者による講義及び指導を行っている。（専門的知識の普及を行うためのもの） 4 について 広島市が定めた以下の基準により報酬を算定している。 1時間当たり報酬 ・大学職員 教授 9, 200 円以内 准教授 8, 200 円以内 講師、助教 7, 200 円以内 ・官公署職員 4, 100 円以内 ・その他 6, 200 円以内	技術者の研修	募集案内をホームページ、チラシ、メールマガジン等により広報した。 講師への報酬は、基準内の適正な金額を支払った。特に著名な講師に対しては、当該講師の他団体からの謝礼金の相場額などを基に適正な金額を支払った。 大学教授等の専門家を講師に選定し、材料・加工技術、システム技術及びデザインに関する基礎的知識及び専門的知識を体系的に習得できる研修会と最新の情報を提供する講習会・セミナーを開催した。
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	1-(3) 技術指導推進 1 について 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、各種試験・評価及び技術指導を行い、企業が直面している技術的課題の解決を支援することとして、ホームページやチラシ等で広報している。 2 について ホームページやチラシ等で広くPRし利用機会の提供に努めている。 3 について 化学、電気、機械技術等の専門知識・技術を有する技術職員が指導を行うとともに、職員だけでは対応できない専門的な課題については、外部専門家をアドバイザーとして派遣して指導を行っている。 アドバイザーの登録要件として中小企業診断士、技術士等の資格を有することを定め、ホームページで公開している。	技術指導推進	要綱等を定めるとともに支援事業の利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 中小企業の生産性、技術力及びデザイン開発力の向上を図るため、企業技術者の来所等による技術指導・相談を随時実施し、製品不良対策、品質管理等の企業が直面している技術的課題の解決、新製品・新技術の開発やデザインを活用した商品づくりを支援した。 中小企業の技術力の向上と新製品の開発を促進するため、製品及び部品の物理的・化学的諸特性などについて、各種試験・評価及び技術指導を行うとともに、欠陥原因の究明など企業が直面している技術的課題の解決を支援した。 商品開発、塗装技術、省エネルギー対策などに関して専門家を企業に派遣し、具体的な技術的課題に対して指導を実施することにより、その解決を支援した。

事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明	事業名	令和7年度実績
(11) 施設の貸与	1. 当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。	1-(4) 工業技術センターの運営 1 について 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、中小企業単独では保有できない試験・研究に必要な試験設備等を貸し付けることとして、ホームページやチラシ等で広報している。 2 について 中小企業の試験研究目的以外への貸付は行っていない。(公益目的以外の貸付はない。)	工業技術センターの運営	広島市工業技術センター条例のほか要領等を定めるとともに利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 新製品開発に必要とする試験研究設備を中小企業の利用に供した。 [主な設備利用機器] (a) 分析・物理測定機器 10機 (b) 加工機器 18機 (c) 材料・組織試験機器 20機 (d) 精密測定機器 4機 (e) 電気測定機器 6機 (f) デジタルエンジンリンク機器 3機 (g) 環境・耐久性試験機器 7機
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例：助言者の資格要件を定めて公開している)	2-(1) 産学官共同研究等の工業技術相談 1 について 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、中小企業を対象に産学官共同研究等に関する情報提供等を行うこととしてホームページやチラシ等で広報している。 2 について ホームページやチラシ等で広くPRし利用機会の提供に努めている。 3 について 当面の相談は、化学、電気、機械などの技術職員が助言し、職員だけでは対応できない相談等については、大学、産業界と連携を図りながら対応している。また、専門性の高い相談については、企業に大学教授や技術コンサルタントを派遣しており、このアドバイザーは審査を経て登録し、ホームページで公開している。	平成29年度で事業終了	
(3) 講座、セミナー、育成	1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注) ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注) 専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	2-(2) 環境・エネルギー関連分野の支援 1 について 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、再生可能エネルギーやリサイクル技術などの環境関連技術の開発や動向などについてセミナー、講習会を開催等することとして、ホームページや募集案内等で広報している。 2 について ホームページや事業案内等を通じ広く募集している。 3 について 環境関連産業の最新動向、リサイクル技術等に精通した大学教授等による講義及び指導を行っている。 4 について 広島市が定めた以下の基準により報酬を算定している。 1時間当たり報酬 ・大学職員 教授 9,200円以内 准教授 8,200円以内 講師、助教 7,200円以内 ・官公署職員 4,100円以内 ・その他 6,200円以内	環境関連分野の支援	募集案内をホームページ、チラシ、メルマガジン等により広報した。 講師への報酬は、基準内の適正な金額を支払った。 大学准教授等の専門家を講師に選定し、環境経営の先進企業の取組み状況等に関する情報提供をする講習会を開催した。
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1. 事業目的（趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。） 2. 事業の合目的性（趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。） ア 受益の機会の公開（例 受益の機会が、一般に開かれているか） イ 事業の質を確保するための方策（例 専門家が適切に関与しているか） ウ 審査・選考の公正性の確保（例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか） エ その他（例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか） (注) 2.（事業の合目的性）ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	2-(3) 福祉関連分野の支援 1 について 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、福祉関連分野で事業創出を図るため製品開発等の支援を行うこととして、その成果等をホームページ等で広報している。 2 について ア 福祉関連製品の開発において異業種企業等で構成される研究会方式は有効な手段であり、研究会規約において研究会への参加は開かれていることを明らかにするとともに事業の実施予定、成果をホームページ等で一般に公表している。 また、特別支援学校で児童生徒が使用する自助具の改良についてのアドバイスをを行うことにより成果を社会に還元している。 イ 身体障害者更生援護施設や福祉用具に精通した大学教授にアドバイザーとして関与してもらっており質の確保は保たれている。 ウ 該当なし エ 該当なし	平成29年度で事業終了	

事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明	事業名	令和7年度実績
(3) 講座、セミナー、育成	1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	2-(4) デザイン関連分野の支援 1 について 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、商品開発の強化と企業のデザイン技術の向上を図るため、デザインに関する研究会を開催することとして、ホームページや募集案内で広報している。 2 について ホームページや事業案内等を通じ広く募集している。 3 について 第一線で活躍するデザイナーによる講義及び指導を行っている。（専門的知識の普及を行うためのもの） 4 について 広島市が定めた以下の基準により報酬を算定している。 1時間当たり報酬 ・大学職員 教授 9, 200円以内 - 准教授 8, 200円以内 - 講師、助教 7, 200円以内 ・官公署職員 4, 100円以内 ・その他 6, 200円以内	デザイン関連分野の支援（ひろしまデザインネットワーク）	募集案内をホームページ、チラシ、メールマガジン等により広報した。 特に著名な講師に対しては、当該講師の他団体からの謝礼金の相場額などを基に適正な金額を支払った。 著名なデザイナーを講師に選定し、デザインの開発事例及び最新動向等の情報提供をする講習会を開催した。
(14) 表彰、コンクール	1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たったの直接の利害関係者の排除） 3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。 4. 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。 5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めているか。	2-(5) ひろしまグッドデザイン賞 1 について 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、地元で生まれた優れたデザインの商品等を選定することにより、デザインに対する理解を深めていただくとともに、デザインにつながる産業の振興を図るものとして、ホームページや応募要領の配布により広報している。 2 について 選定委員会の審査員から直接の利害関係者を排除している。 3 について デザイン専門家や学識経験者等6名で構成する選定委員会において、専門的視点から受賞者を選考している。 4 について 表彰式を開催し、一般市民に広く受賞作品、授賞理由等を周知するとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載等により公表している。 5 について 特に金銭的な負担を求めることはない。	ひろしまグッドデザイン賞（隔年）	選定要綱等を定めるとともに、募集案内をホームページ、チラシ等で広報した。 大学教授等の学識経験者等を選定委員に選任にした。 要領により選考基準を定めるとともに、選定委員が応募商品の開発に直接関与するなど利害関係がある場合は、当該審査に関与していない。 受賞商品。選定理由等はホームページ、広島市のプレスリリース等で公表するとともに、一般市民等を対象に受賞商品の展示販売会を開催した。 令和7年度は、隔年実施の選定年度で、第19回ひろしまグッドデザイン賞の選定等を実施した。 ・応募点数 115点（92社） ・選定数 35点
(9) 展示会、〇〇ショー	1. 当該展示会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 公益目的として設定されたテーマを実現するプログラムになっているか。 （例：テーマに沿ったシンポジウムやセミナーを開催／出展者にはテーマに沿った展示を厳守させている／テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか） （注）／入場者を特定の利害関係者に限っていないか） （注）公益目的と異なるプログラムになっていないかを確認する趣旨であり、公益目的と異ならない限り、製品等の紹介も認め得る。 3. （出展者を選定する場合、）出展者の資格要件を公表するなど、公正に選定しているか。（例：出展料に不当な差別がないか）	2-(6) 産業デザイン展 1 について 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、企業のデザイン力の向上と製品・商品の開発力の強化及び地域産業の活性化を図ることとして、リーフレット等により広報している。 2 について 当該事業は、事業目的であるデザイン力の向上と製品・商品の開発力の強化をテーマに、シンポジウム・パネルディスカッション・展示会を実施しており、このテーマに則した展示等を行い、入場者も特定の関係者に限っていない。 3 について ひろしまグッドデザイン賞を受賞した全商品を公表するなど、公正に展示しており、出展にあたって不当な扱いはない。	平成26年度で終了	
(5) 相談、助言	1. 当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。 3. 当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。（例：助言者の資格要件を定めて公開している）	2-(7) デザイナーマッチングサイト運営 1 について 広島広域都市圏内のデザイン企業を紹介したマッチングサイトを運営し、サイトを閲覧した企業等への指導・相談、コーディネートを行うことにより、中小企業等が自社に相応しいデザイン企業を探すことを可能にし、デザイン人材の活躍の場の創出等によるデザイン産業の振興とデザイン企業と中小企業等との融合の促進による圏域全体の企業等の競争力強化を図ることを目的として、ホームページやチラシ等で広報する。 2 について ホームページやチラシ等で広くPRし、利用機会の提供に努める。 3 について デザインの専門知識・技術を有する技術職員が指導を行うとともに、職員だけでは対応できない専門的な課題については、外部専門家をコーディネーターとして派遣して指導を行う。	デザイナーマッチングサイトの運営	サイト利用規約等を定めるとともに利用申し込み方法等をホームページ、チラシ等で広報した。 利用希望があった場合は、デザインの専門知識・技術を有する技術職員が相談に応じ、デザイナーごとの得意分野と利用希望者とのマッチングを行った。 中小企業等への指導・相談、コーディネートを行うことにより、中小企業等によるデザイン活用を支援した。

事業区分	区分ごとのチェックポイント	チェックポイントに該当する旨の説明	事業名	令和7年度実績
(3) 講座、セミナー、育成	1. 当該講座、セミナー、育成（以下「講座等」）が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 （注）ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3. 当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為（受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為）に当たって、専門家が適切に関与しているか。 （注）専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4. 講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	2-（8）ものづくり基盤技術高度化事業 1 について 広島地域のものづくり業界と協働して将来の企業の中核を担う若手社員等の人材育成事業を行い、技術の高度化に取り組むことにより、地場産業の振興を図ることを目的としており、講義、実習、工場見学及び成果発表を開催することとしており、ホームページやチラシ等で広報する。 2 について ホームページやチラシ等で広くPRし、利用機会の提供に努める。 3 について 主要カリキュラムである鉄鋼材料、鋳物、金属熱処理、表面処理について、これらを専門とする大学教授等と相談してカリキュラムの内容を決定する。また、これらを専門とする大学教授等による講義及び指導を行う。 4 について 広島市が定めた以下の基準により報酬を算定している。 1時間当たり報酬 ・大学職員 教授 9, 200円以内 准教授 8, 200円以内 講師、助教 7, 200円以内 ・官公署職員 4, 100円以内 ・その他 6, 200円以内	平成30年度で終了	
(14) 表彰、コンクール	1. 当該表彰、コンクールが不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 選考が公正に行われることになっているか。（例：個別選考に当たっての直接の利害関係者の排除） 3. 選考に当たって専門家が適切に関与しているか。 4. 表彰、コンクールの受賞者・作品、受賞理由を公表しているか。 5. 表彰者や候補者に対して当該表彰に係る金銭的な負担（応募者から一律に徴収する審査料は除く。）を求めているか。	2-(9)広島市児童生徒発明くふう展 1 について 発明くふうは、人々の生活を豊かにするだけでなく、発明品の製造者（ものづくり企業）の振興発展にも寄与する。発明くふうの奨励には、発明くふうに対する関心を高めることが必要であるが、中でも次代を担う若い世代の関心を高めることが重要になる。 本事業は、児童生徒の創意工夫意欲を啓発し、科学的なものの見方、考え方を育て、産業教育及び産業の発展に寄与することを目的として実施する。 具体的には、夏休み期間中に児童生徒が作成した発明・くふうに関する作品を募集し、優秀な作品に対して市長賞、優秀賞及び学校賞を交付する。 事業実施に当たっては、広島市児童生徒発明くふう展実施要領を各学校に送付するとともに、本市ホームページに掲載し広報する。 2 について 審査会の委員から、直接の利害関係者を排除する。 3 について 地元の製造業者の技術者や、小学校及び中学校の理科・技術家庭科の先生等で構成する審査会において、受賞作品を選考する。 4 について 表彰式を開催し、受賞作品は5Days子ども文化科学館で開催する展示会で展示・公表する。 表彰式及び展示会の実施については、本市ホームページに掲載するとともに、マスコミ各社に情報提供し公表する。 5 について 特に金銭的な負担を求めることはない。	広島市児童生徒発明くふう展	選考要領を定めるとともに、募集案内をホームページ、市内小中高等学校、発明クラブ等への案内、記者クラブへの情報提供等で広報した。 広島市教育委員会、広島商工会議所、広島県発明協会、広島市子ども文化科学館等の職員を審査員に選任にした。 要領により審査基準を定めるとともに、審査委員が応募作品の作成に直接関与するなど利害関係がある場合は、当該審査に関与していない。 受賞作品はホームページで公表するとともに、一般市民を対象に展示会を開催した。 児童生徒が自由な発想で作製した科学的、独創的でアイデアに富んだ作品を募集し表彰した。
(7) 技術開発、研究開発	1. 当該技術開発、研究開発が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2. 当該技術開発、研究開発の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 （注）ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元やむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。 3. 当該技術開発、研究開発に専門家が適切に関与しているか。 4. 当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること（いわゆる丸投げ）はないか。	2-(10)戦略的基盤技術高度化支援事業 1 について 中小企業に対する技術支援を通じて地域経済の活性化に寄与することを目的としており、公益財団法人ひろしま産業振興機構を事業管理者とし、産官学計5機関を研究実施者とする共同研究事業で、溶湯精錬（リファイニング）による鋳鉄の高品質化及び低コスト化技術の開発を行うこととしており、「公益財団法人広島市産業振興センターの共同研究実施に関する要綱」に基づき地域の産業技術の振興につながる共同研究として位置付け、ホームページやチラシで広報している。 2 について 年度事業計画書・収支予算書により事業概要をホームページで公開している。また、本事業の研究成果は、公募要領において経済産業省がホームページ等で公開し積極的な普及活動を行っている。 3 について 基盤技術（鋳造）を有する中小企業とこの分野における評価技術を有する公設試験研究機関並びに研究内容を理論的に解明できる国立大学の研究者が共同研究者として参画している。 4 について 外部委託は行っていない。	平成22年度で終了	

【令和7年度事業報告書資料】運営体制の充実を図るための取組

公益財団法人広島市産業振興センター

1 外部理事・外部監事の選任に向けた取組

令和7年度に関する定時評議員会の終結をもって理事の任期が満了するため、公益法人制度改正に伴い新たに必要となる外部理事選任の検討を行った。業務執行理事（理事長、常務理事）を除く理事全員が外部理事の要件を満たしている。

外部理事（理事のうち1名以上）は次の要件を全て満たす者

- ・当該法人又はその子法人の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に当該法人又は子法人の業務執行理事又は使用人であったことがない者
- ・公益財団法人である場合は、その設立者でない者
設立者が法人である場合は、当該法人又はその子法人の役員又は使用人でない者

2 職員の職務に係る倫理の保持を図るための取組

職員の服務規律の確保と職員倫理の保持を図るため、全職員を対象とした「倫理研修」を開催した。

(1) 実施日

令和7年11月26日、令和7年11月27日、令和7年12月2日

(2) 内容

職員倫理について

飲酒運転根絶 など

3 事務監査等の実施

監事による事務監査、出納監査、決算監査を実施した。

(1) 令和7年4月3日～令和7年4月9日

出納監査 対象期間：令和6年12月から令和7年2月まで

(2) 令和7年4月18日～令和7年4月26日

令和6年度決算監査

(3) 令和7年6月16日～令和7年6月19日

事務監査 対象期間：令和6年6月から令和7年5月まで

出納監査 対象期間：令和7年4月から令和7年5月まで

(4) 令和8年1月6日～令和8年1月7日

出納監査 対象期間：令和7年6月から令和7年11月まで